

財産形成積立定期預金規定

第1条（預入れの方法等）

- （1）この預金は、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- （2）この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- （3）この預金の預入れは1回100円以上とし、満期日の3カ月前までとします。
- （4）この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6カ月に1回以上通知します。

第2条（預金の支払時期）

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

第3条（利息）

- （1）この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の利率によって計算します。
ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日。）から適用します。
- （2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- （3）この預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合ならびに同規定第5条第5項および第6項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6カ月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6カ月以上1年未満 本条第1項の適用利率×50%
 - ③ 1年以上3年未満 本条第1項の適用利率×70%
- （4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条（定期預金共通規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定が適用されます。

以 上

(2019.8月現在)